

岩手県人事委員会許可等標準処理日数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月9日

岩手県人事委員会

委員長 及川卓美

岩手県人事委員会許可等標準処理日数規程の一部を改正する訓令

岩手県人事委員会許可等標準処理日数規程（平成6年岩手県人事委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
許可等標準処理日数一覧表					許可等標準処理日数一覧表				
区分	事務の名称	法令	標準処理日数	主管課	区分	事務の名称	法令	標準処理日数	主管課
[略]					[略]				
安全衛生	[略]	[略]	[略]	[略]	安全衛生	[略]	[略]	[略]	[略]
生	45 特定化学物質等障害予防規則一部適用除外の認定	特定化学物質等障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第6条第1項	[略]	[略]	生	45 特定化学物質障害予防規則一部適用除外の認定	特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第6条第1項	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この訓令は、平成19年3月9日から施行する。